

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間です



令和5年4月に設置されたこども家庭庁では、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、児童虐待防止のための広報・啓発活動に集中的に取り組むこととしています。令和元年6月に児童福祉法等改正法が成立し、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法制化されました。体罰によらない子育てを実現していくためには、**子育て中の保護者に対するサポートなど、社会全体、地域全体で取り組んでいく必要があります。**



子育て家庭を「孤立」させないために



○ 子育て家庭の孤独

最近では、1人で子育てを抱え込んだ母親の困難と孤独を表す「ワンオペ育児」「孤育て(こそだて)」という言葉が一般的となりつつあり、一昔前の大家族に支えられていた時代とは変化し、**母親が子どもと二人きりの状況で子育てするケース**が増えています。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、多くの家庭が「**とじこもり育児**」を余儀なくされた現状もありました。このように「孤立」した状況は、大きな不安につながり、さらに「1人で頑張ろう」とするほど、抑うつや不安に陥りやすいということもあります。

○ 子育て家庭を「孤立させないために」

妊産婦の心の不調は、**自殺や子どもへの虐待**など、深刻な事態に結び付く可能性があることがわかっています。母親をはじめとした子育て家庭を「孤立させる」ことがないよう、パートナーや身近な支援者からのサポートや地域とのつながりが今必要とされています。

【身近な支援者からのサポート】

日本では父親が育児にかかる時間が他の先進国と比較して突出して少ないことが指摘されており、父親が親として積極的に役割を果たすことが、子育て家庭の育児ストレスや不安の解消につながるといわれています。令和4年10月には「産後パパ育休」という制度が新設されました。このような子育て支援制度をどんどん活用していくことも必要です。

【地域とのつながり 支え合う 助け合う】

新型コロナウイルス感染症が5類となり、コロナ禍以前の生活に戻りつつありますが、人と人とのコミュニケーションにおいては、変化してしまったことも多いのではないかと思います。「赤ちゃんを見かけても、気軽に声をかけられなくなった」などの声も聞かれます。今後、どのように折り合いをつけ、変化してしまったものと付き合っていくのかとても難しいですが…「声をかけてもらう」ことで救われる方もいる、「声をかける」ことで助けてくれる方も必ずいます。

【保健師も子育て家庭を応援しています!!】

子育てはとても大変なことです。ひとりでがんばらず、周囲の手を借りながら、辛いときは「助けて」と声をあげてもいいのです。村にも子育て家庭を応援する人やサービスがたくさんあります。些細なことでも構いません。身近な相談者としてぜひ保健師をご活用ください!

参考)「人生のスタートを孤立させない」2021年6月21日主首相官邸資料
「母子保健」、2020年10月号・2022年3月号、内閣府ホームページ(3) 家庭や地域の子育て力

体罰によらない子育て工夫のポイント

- ♪子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- ♪「言うことを聞かない」にもいろいろあります
- ♪子どもの成長・発達によっても異なることもあります
- ♪子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう
- ♪注意の方向を変えたり、やる気に働きかけてみましょう
- ♪肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に
- ♪良いこと、できていることを具体的に褒めましょう



産後パパ育休



	産後パパ育休 育休とは別に取得可能	育児休業制度
対象期間	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで
取得可能日数		
申出期限	原則休業の2週間前まで※1	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可
育児休業給付	○	○

※1 雇用環境の整備などについて、義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。
参考)厚生労働省 マンガでわかる!育児休業制度

☐児童相談所
虐待対応ダイヤル ☎189 (通話料無料)

☐鶴居村子育て世代包括支援センター
(鶴居村役場保健福祉課 健康推進係) ☎0154-64-2116

3歳児歯科表彰

虫歯のない子

令和5年9月に行われた3歳児健診で「虫歯のない子」として表彰されたお子さんです！

下幌呂 寺岡 幹太くん 鶴居市街 小坂 乃碧くん



離乳食教室を開催しました！

10月3日（水）に、離乳食教室を開催しました。今回は、ご夫婦でご参加いただき、協力しながら離乳食を調理しました。途中、赤ちゃんも調理室に来て美味しそうな匂いをくんくん。調理後は、ご家族みんなで試食をしました。



インフルエンザ予防接種のお知らせ

インフルエンザ予防接種（定期接種）について

- (1) 対象者：① 予防接種日現在、65歳以上の方（村に住民票がある方）
② 予防接種日現在、60～64歳で心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活を極度に制限される方及びヒト免疫不全症ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方（身体障害者程度等級1級に相当します）
- (2) 接種回数：1回
- (3) 接種費用：1,000円（接種料金 3,170円の差額を村が助成します）
（生活保護受給者の方は無料になります。保健福祉課福祉係から無料接種券を発行します）
- (4) 接種日時：10月23日（月）から12月25日（月）までの期間の月曜日、木曜日（13時30分～16時30分）受付16：20まで
※ただし、10/30（月）、11/27（月）の接種は行いません。
- (5) 接種医療機関：村立鶴居診療所
- (6) 予約方法

- ◆ 予約受付期間 10月10日（火）から受付開始（月・火・木・金）
- ◆ 電話予約受付時間 8時30分～12時、14時～15時まで
※水曜日は受け付けておりません。電話をかける時間を厳守してください。
接種希望日前日までに予約をお願いします。

インフルエンザ予防接種（任意接種）費用の一部助成について

お子さんのインフルエンザ（任意接種）の接種費用の一部助成を乳幼児から高校生まで行っております。

鶴居村に住所を有する 高校生までのお子さんで接種を希望される方は接種費用の一部を助成します。

- 1. 対象者 乳幼児、小・中学生 及び 高校3年生相当までの年齢の方
（平成17年4月2日以後に生まれた方）
※高校生については保護者が村内に住所を有していれば対象になります。
- 2. 接種費用 1回につき自己負担1,000円（接種料金の差額を村が助成します）
※村外の医療機関で接種される場合には、申請により償還払いいたします（2月末まで）
申請の際には、領収書、印鑑、振込口座を持参してください。
- 3. 接種回数 13歳未満：原則2回 13歳以上：原則1回

鶴居診療所からのお知らせ 3歳から64歳までの方の任意接種の予約を上記予約方法と同様に受付致します。